

令和7年度

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰
(地域共生再エネ顕彰)

公募要領

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局

1. 事業概要		
1.1	事業名称	3
1.2	事業目的	3
1.3	申請要件	3
1.4	対象となる再生可能エネルギー	4
1.5	事業全体スケジュール	5
2. 公募～顕彰事業決定		
2.1	公募	7
2.2	申請の手順	7
2.3	申請書類作成時の注意事項	7
2.4	申請書類の提出方法	8
2.5	申請時の提出書類	8
2.6	形式審査	8
2.7	市区町村による評価	9
2.8	申請書類の提供	9
2.9	審査委員による審査	10
2.10	採択結果の通知	11
2.11	顕彰の実施・地域共生マークの付与	11
2.12	顕彰事業のフォローアップ	11
2.13	個人情報の取り扱い	12
3. 資料		
資料1	日本標準産業分類	14

1. 事業概要



1.1 事業名称

地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰(地域共生再エネ顕彰)

1.2 事業目的

再生可能エネルギーの一層の拡大に向けては、再エネ事業が地元を受け入れられ、地域に定着することが重要である。そのためには、再エネ事業において、地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域に裨益し、地域と共生する取組を実施していくことが効果的と考えられる。そこで、本事業「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰」では、地域との共生を図りつつ、地域における再生可能エネルギーの導入に取り組む優良な事業に対して、「地域共生マーク」を付与し、顕彰するとともに国の広報媒体等でPRを行うことで、地域と共生した再生可能エネルギー事業の普及・促進を図ることを目的とする。

1.3 申請要件**【顕彰事業実施者の要件】**

1. 代表申請者となる事業者は、「顕彰事業の要件」に定める事業を実施する者であること。
2. 共同申請者となる事業者は、「顕彰事業の要件」に定める事業を実施する者、又は当該事業の実施を支援する者であること。
3. 複数の者が共同で次項の顕彰事業の要件に定める事業を実施する場合は、当該複数の者の全てが顕彰事業実施者の要件を充足する者であること。
4. 日本国内において法人格を有する者であること(自治体及び自治体が出資する事業者を含む)。
5. 本事業の目的を理解し、これに賛同する者であること。
6. 本事業の円滑な運営のため、資源エネルギー庁、及び資源エネルギー庁が設置する地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局(以下「事務局」という。)からの照会等に誠実に対応できる者であること。
7. 国の行政機関から補助金交付等の停止措置又は契約に係る指名停止措置等が講じられた者でないこと。
8. 違法行為を行っている、又は暴力団等の反社会的勢力と関係している等、資源エネルギー庁が社会通念等に照らして不相当であると判断する者でないこと。

【顕彰事業の要件】

1. 再生可能エネルギーによる発電設備、再生可能エネルギーによる熱供給設備又はその両方を使用して、再生可能エネルギーによる電気、再生可能エネルギーによる熱又はその両方を供給する事業であること(再生可能エネルギー及び他のエネルギーを組み合わせる場合を含む)。
2. 設備の安全性が確保されているとともに、当該事業についての住民理解を得ている事業であること。
3. 本事業が定める「地域共生再エネ3要件」(地域社会の産業基盤の構築、災害時の地域レジリエンスへの貢献、及び長期的な事業実行計画)の趣旨に沿った地域に貢献する事業であること。
4. 6ヶ月以上の実績を有している事業であること。
5. 事業が関連する市区町村が、本事業の連携市区町村として登録されていること(関連する市区町村とは、顕彰事業における再エネ発電設備、再エネ熱供給設備又はその両方が設置されている市区町村を指し、当該市区町村が複数ある場合には、該当する全ての市区町村とする。)

【申請事業の要件】(つづき)

6. 違法行為が行われている、又は暴力団等の反社会的勢力が関係している等、資源エネルギー庁が社会通念等に照らして不相当であると判断する事業でないこと。

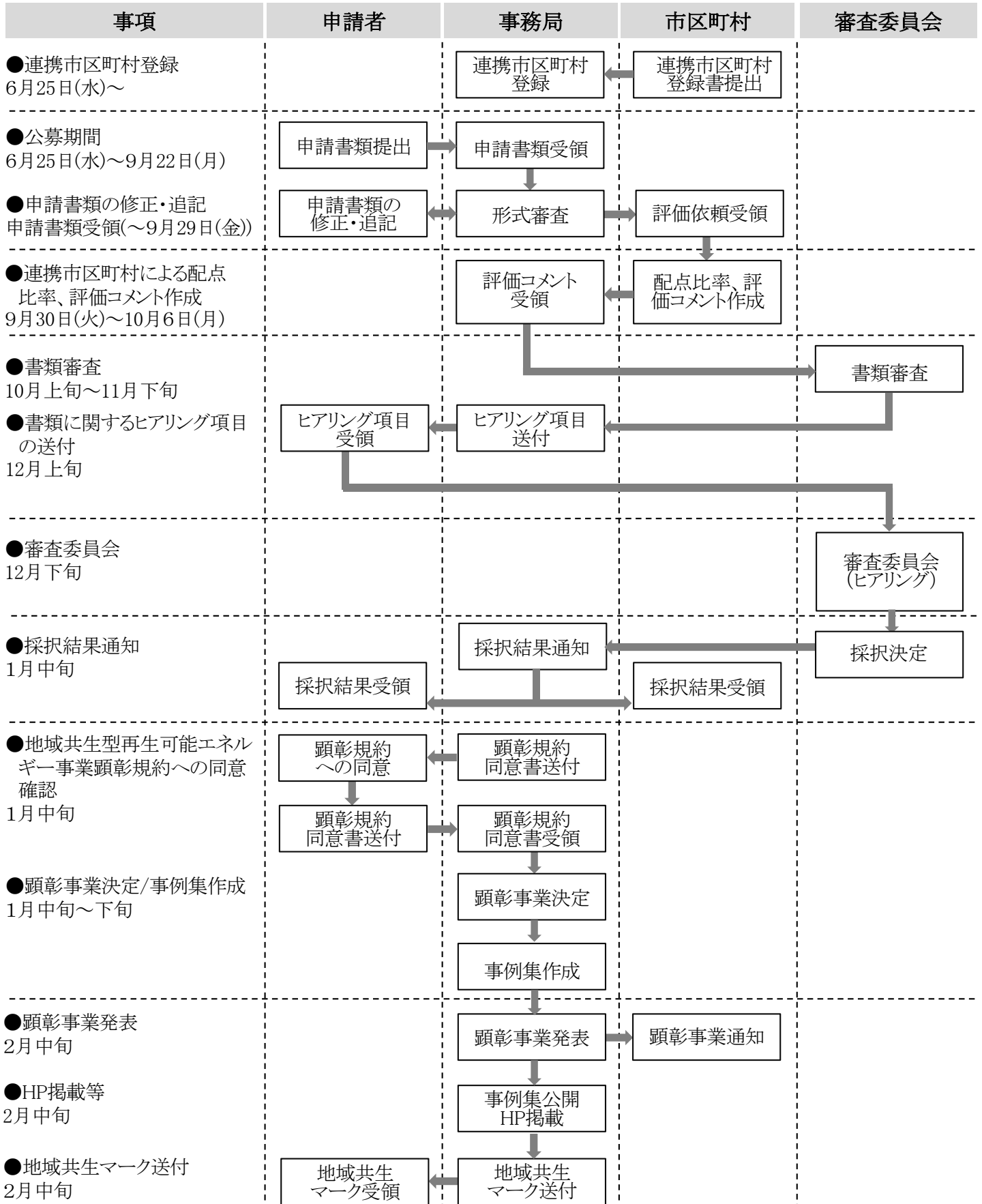
<参考:地域共生再エネ3要件の趣旨に沿っていると考えられる事業の例>

- 再生可能エネルギーを活用した地域マイクログリッドにより災害時のエネルギーの供給を可能とする
- 太陽光発電の自立運転機能により災害時に近隣への電力の供給を可能とする
- 森林資源を利用したバイオマス発電事業において、卒FIT後の長期的な事業計画を策定し、雇用創出や地域への利益還元を行う

1.4 対象となる再生可能エネルギーの例

- ① 太陽エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用)
- ② 風力発電
- ③ 地熱発電
- ④ 水力発電
- ⑤ バイオマスエネルギー(バイオマス発電、バイオマス熱利用)
- ⑥ 雪氷熱利用
- ⑦ 地中熱利用
- ⑧ 温度差熱利用
- ⑨ その他再生可能エネルギー(海洋温度差発電、波力発電、潮汐・潮流発電など)

1.5 事業全体スケジュール(予定)



注) スケジュールは変更となることもある。

2. 公募～顕彰事業決定



2.1 公募

① 顕彰事業の公募

本事業では顕彰事業の公募を行う。

顕彰ウェブサイト

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/)

にて公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間

令和7年6月25日(水)～9月22日(月) 12時(必着)

2.2 申請の手順

申請者は以下の手順で申請書類を提出すること。

公募要領の確認

- 公募要領の内容を確認。
※ 地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約、よくある質問(顕彰ウェブサイトに掲載)も併せて確認のこと。

申請書類の作成

- 申請書類の作成。
※ 顕彰ウェブサイトに掲載する申請書類の様式を使用すること。

申請書類の提出

- 「2.5申請時の提出書類」(8ページ参照)に則り、必要書類一式を添付した電子メールを事務局宛に送付。

2.3 申請書類作成時の注意事項

- ① 申請書類受領後に事務局から、連携市区町村に対して評価コメントの作成を依頼するため、申請事業に関連する市区町村が連携市区町村として登録していない場合(顕彰ウェブサイト(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/))に掲載する「連携市区町村一覧」を参照)は、申請書類提出前に事務局に相談すること。

2.4 申請書類の提出方法

- ① 申請書類は電子メールでの受付のみとする。申請書類の電子ファイルに必要事項を記入の上、電子メールに添付して下記メールアドレス宛てに提出すること。
「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」
／E-mail: kensho.saiene@jp.ey.com
- ② 提出する際は、申請書類をそれぞれPDF化したファイルを提出すること。また、申請書類の様式としてダウンロードした編集可能な形式(Microsoft Word・Microsoft Excel・Microsoft PowerPoint)も併せて送付のこと。

※事務局が電子メールにて受信可能なファイルの容量が3MB未満に制限されるため、添付ファイルの容量が大きい場合には、3MB未満となるように複数に分けて送信するか、又はファイル共有サービス等を活用すること。

※申請の電子メール受信後、送信元アドレスに対して事務局から受領確認の電子メールを送付する。申請の電子メール送信後3営業日以内に事務局から送付される受領確認の電子メールの受信がない場合、その旨、事務局に対して問い合わせること。

※事務局より、申請書類が申請者の担当部署等の意思だけでなく(共同申請者を含む)申請者全体の総意として申請されている旨を電話等で確認することがある。

2.5 申請時の提出書類

「●」は全ての申請で提出が必須。

「○」は該当する申請のみ提出が必要。

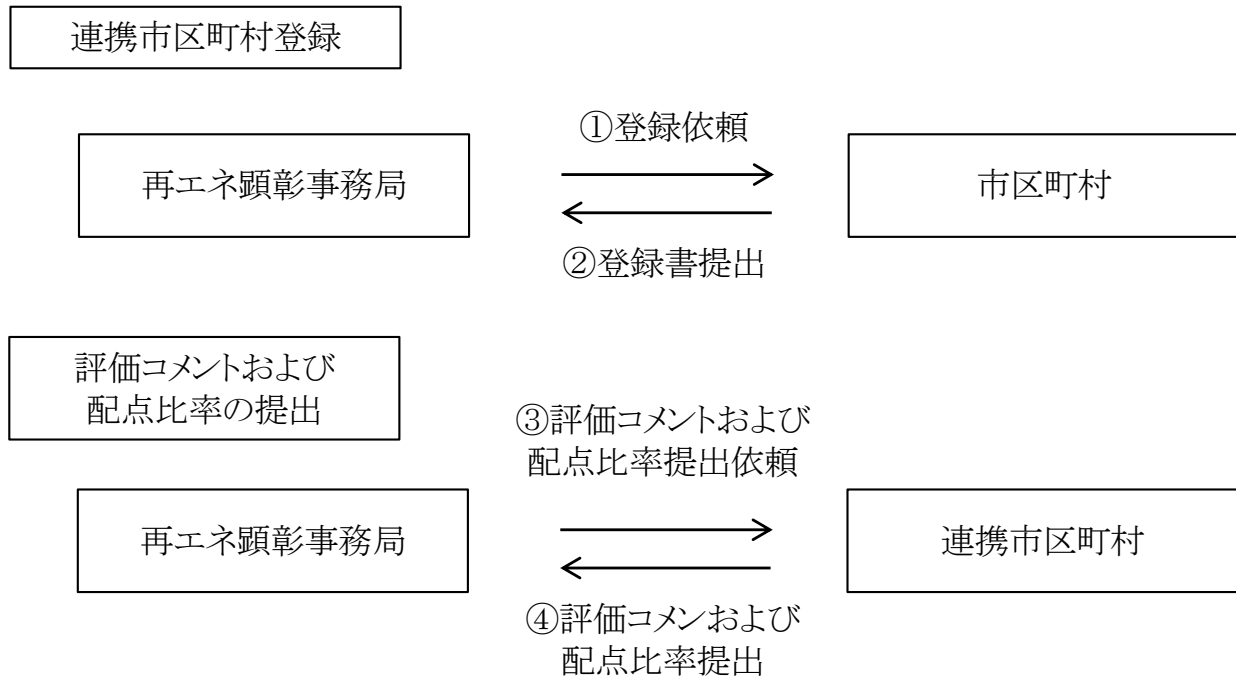
文書番号	書類名称	必要書類	書式指定/自由	備考
様式1	申請書類(申請者概要)	●	指定	申請者の概要を記載する書類。
様式1-1	申請書類(共同申請者一覧)	○	指定	共同申請の場合に提出が必要
様式1-2	実施体制図	○	指定	申請事業における各申請者の役割を記載する書類。 ※共同申請の場合に提出が必要。
様式2	申請書類(申請内容説明書)	●	指定	申請事業の詳細を記載する書類。
別紙1	誓約書	●	指定	反社会的組織等との関連がないこと等に関する誓約書。

2.6 形式審査

事務局にて、提出された申請書類の形式審査等を行う。形式審査において申請書類に形式上の不足、不備等があると認められる場合、事務局から申請者に対して確認を行うことがある。

2.7 市区町村による評価

本事業では、望ましい地域共生の在り方は地域によって異なること、及び申請事業が地域と共生しているか否かについては、当該事業が関連する市区町村の意見を考慮することが重要であることから、本事業の趣旨に賛同する市区町村が、予め連携市区町村として事務局に登録することとし、審査の一環として、評価コメントの作成を事務局から連携市区町村に対して依頼する。



評価コメント提出時に、評価項目である「地域共生再エネ3要件」について、地域のニーズを踏まえて各要件の配点比率を指定することとする。

連携市区町村の登録状況は公開し、指定された配点比率は非公開とする。

申請時点において関連する市区町村が連携市区町村として登録していない場合は、事務局から当該市区町村に対して登録を勧奨することがある。

2.8 申請書類の提供

提出された申請書類は、評価の依頼、及び情報提供の目的で、事務局から関連する市区町村に対して提供する。

2.9 審査委員による審査

形式審査を終え、且つ連携市区町村からの評価を得た申請は、学識経験者等から構成される審査委員会により採択の可否を審査する。各審査委員の書類審査、及び必要に応じて実施するヒアリングを踏まえ、審査委員会において総合的な評価を行い、採択の可否を決定する。なお、委員名については非公開とする。

1. 審査方法

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、次の手順で厳正に審査する。

① 書類審査

下記評価項目や関連する市区町村から提出される評価コメントを踏まえて審査を行う。

② 審査委員会

書類審査の結果を踏まえ、ヒアリングを実施したうえで総合的に評価し、採択の可否を決定する。

2. 評価項目

「地域共生再エネ3要件」、「安全性」、「住民理解」、「事業性、持続性」、「モデル性」、「新規性」の観点から総合的に評価する(各項目の詳細は下表を参照)

地域共生再エネ3要件の評価においては、連携市区町村が申請案件ごとに地域ニーズに基づいて指定した配点比率を適用する。

地域共生再エネ3要件	【地域社会の産業基盤の構築】 ・地域での雇用又は調達、関連産業の創出又は発展等の経済的貢献があるか ・事業収益の地域還元、地域インフラ整備又は環境整備の促進、公共サービスの充実化、人材育成又は教育への寄与、環境意識の醸成、まちづくり推進、文化芸能の育成等の社会的貢献があるか
	【災害時の地域レジリエンスへの貢献】 ・災害時に地域への電力供給又は熱供給ができるか ・防災計画等において地域と連携しているか ・更なるレジリエンス向上のための工夫を講じているか
	【長期的な事業実行計画】 ・長期的な事業継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか ・FIT売電を行っている事業については、FIT後の稼働継続の方針を設定し、それを見据えた取組を実施しているか
安全性	・関係法令、各種ガイドライン等に則った十分な安全対策を実施しているか ・更なる安全性確保のための工夫を講じているか
住民理解	・十分な住民理解を得ているか ・住民説明会の開催、又は住民との交流機会の設置など、住民理解を得るための工夫を講じているか
事業性	・十分な事業性が認められるか ・主要な事業環境(リソースの調達、主商材の販売、又は事業収益と関連の強い物価等)の見通しは明るいか
モデル性	・地域のゼロカーボン化推進に貢献する事業であるか ・他の地域への横展開が可能なポイントがあるか
新規性	・既存の事例と比較して、先行した点、又は独創的な点があるか(事業スキーム、地域との連携の在り方等) ・革新的な新技術等を利用しているか

2.10 採択結果の通知

採択結果については、採択、不採択にかかわらず、申請者及び関連する市区町村に対して、事務局から電子メールで通知する。

なお、採択結果の通知に記載された内容を超える審査の詳細についての問い合わせには応じられない。

2.11 顕彰の実施・地域共生マークの付与

採択された事業は、顕彰後の取扱い(顕彰の更新、取消条件、地域共生マークの取扱い等)を定めた地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰規約に同意することにより、顕彰を受ける。

顕彰事業については、地域共生マークを付与し、資源エネルギー庁のホームページや施策紹介関連資料等において、申請事業名、事業概要等を紹介する。なお、公開内容等については事前に申請者と調整を行う。

2.12 顕彰事業のフォローアップ

事務局は、顕彰事業が顕彰後も地域共生の取組を継続しているかを確認するため、適宜、情報収集の実施や申請者に対して報告を求めることがある。

2.13 個人情報の取り扱い

● 個人情報

申請者が提出する申請書類および市区町村が提出する登録申請書に記載された氏名、住所、電話番号、その他の個人情報は、本事業の審査及び運営の目的に限って利用し、事務局が厳重に管理する。

個人情報は、業務委託により事務局以外の第三者に預託する場合がある。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱う。

事業の採択に関する審査の過程において、預かった個人情報を含めて申請書類を連携市区町村及び本事業の審査委員へ共有する。前記の場合及び法令等に基づく場合を除き、預かった個人情報を本人の同意なく第三者には提供しない。

その他、本事業における個人情報の取り扱いについては、経済産業省個人情報保護管理規程に従うものとする。

● その他

個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知の請求等の個人情報に関する申し出については、「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」

E-mail: kensho.saiene@jp.ev.com へ連絡すること。

3. 資料

資料1 日本標準産業分類

様式1の申請書類(申請者概要)業種欄には、以下分類を参照して該当する項目名を記載すること。

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名				
A	農業,林業	01	農業	卸売業,小売業 (続き)	53	建築材料,鉱物・金属材料等 卸売業			
		02	林業		54	機械器具卸売業			
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業			
		04	水産養殖業		56	各種商品小売業			
C	鉱業,採石業, 砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業			
					58	飲食料品小売業			
D	建設業	06	総合工事業		59	機械器具小売業			
		07	職別工事業(設備工事業を除く)		60	その他の小売業			
		08	設備工事業		61	無店舗小売業			
E	製造業	09	食料品製造業		J	金融業,保険業	62	銀行業	
		10	飲料・たばこ・飼料製造業				63	協同組織金融業	
		11	繊維工業	64			貸金業,クレジットカード業等 非預金信用機関		
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	65			金融商品取引業,商品先物取引業		
		13	家具・装備品製造業	66			補助的金融業等		
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	67			保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)		
		15	印刷・同関連業	K			不動産業,物品賃 貸業	68	不動産取引業
		16	化学工業		69	不動産賃貸業・管理業			
		17	石油製品・石炭製品製造業		70	物品賃貸業			
		18	プラスチック製品製造業	L	学術研究,専門・技 術サービス業	71	学術・開発研究機関		
		19	ゴム製品製造業			72	専門サービス業(他に分類され ないもの)		
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業			73	広告業		
		21	窯業・土石製品製造業			74	技術サービス業(他に分類され ないもの)		
		22	鉄鋼業			M	宿泊業,飲食サー ビス業	75	宿泊業
		23	非鉄金属製造業					76	飲食店
		24	金属製品製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業				
		25	はん用機械器具製造業	N	生活関連サービ ス業,娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		26	生産用機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業		
		27	業務用機械器具製造業			80	娯楽業		
		28	電子部品・デバイス・電子回路 製造業			O	教育,学習支援業	81	学校教育
		29	電気機械器具製造業	82	その他の教育,学習支援業				
		F	電気・ガス・熱供 給・水道業	30	情報通信機械器具製造業	P	医療,福祉	83	医療業
				31	輸送用機械器具製造業			84	保健衛生
				32	その他の製造業			85	社会保険・社会福祉・介護事業
				G	情報通信業	33	電気業	Q	複合サービス事業
		34	ガス業			87	協同組合(他に分類されないもの)		
		35	熱供給業			R	サービス業(他に 分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		36	水道業					89	自動車整備業
		37	通信業					90	機械等修理業
		38	放送業	91	職業紹介・労働者派遣業				
		39	情報サービス業	92	その他の事業サービス業				
		H	運輸業,郵便業	40	インターネット附随サービス業	93	政治・経済・文化団体		
41	映像・音声・文字情報制作業			94	宗教				
42	鉄道業			95	その他のサービス業				
43	道路旅客運送業			96	外国公務				
44	道路貨物運送業			S	公務(他に分類さ れるものを除く)	97	国家公務		
45	水運業					98	地方公務		
46	航空運輸業								
47	倉庫業			T	分類不能の産業	99	分類不能の産業		
48	運輸に附帯するサービス業								
49	郵便業(信書便事業を含む)								
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業						
		51	繊維・衣服等卸売業						
		52	飲食料品卸売業						

お問い合わせ・相談・連絡窓口

「地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰事務局」

(委託先: EY新日本有限責任監査法人)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

E-mail: kensho.saiene@jp.ey.com

顕彰ウェブサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/saiene_kensho/